

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第95号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年4月1日 07時00分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区の新運河 兵庫県尼崎市所在の尼崎西防波堤灯台から真方位038° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 42.1′ 東経135° 23.6′)	
事故等調査の経過	平成23年6月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八 ^{みほ} 実穂丸、470トン	
船舶番号、船舶所有者等	130836、実穂海運有限公司	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷船尾船底部に亀裂、ビルジキールに凹損並びに推進器翼に曲損及び欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、海砂約1,200tを積載し、船首約3.8m、船尾約5.0mの喫水で阪神港尼崎西宮芦屋第1区の新運河を航行中、平成23年4月1日07時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。 船長は、新運河には浅所があることを知っていたが、その正確な場所を把握していなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	本船は、荷役岸壁に着岸し、船内外を調査し、浸水等の異常がないことを確認して揚荷後、翌日、兵庫県姫路市家島町の造船所に上架したところ、右舷船尾船底部に亀裂、推進器翼に欠損等が発見された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の新運河を航行中、船長が浅所の場所を正確に把握していなかったことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の新運河を航行中、船長が浅所の場所を正確に把握していなかったため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	